

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18261、SK18265、平成 18 第 17 号、平成 18 第 26 号

③施設の情報

名称：なかべ学院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 咲賀 信幸	定員（利用人数）：80 名（53 名）	
所在地：〒750-0081 下関市彦島角倉町三丁目 6 番 17 号		
TEL：083-266-1934	ホームページ： http://nakabe-gakuin.org	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 21 年 8 月 20 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人中部少年学院		
職員数	常勤職員：36 名	非常勤職員：3 名
有資格 職員数	児童指導員：3 名	心理療法担当：2 名
	個別対応職員：1 名	看護師：1 名
	栄養士：2 名	保育士：18 名
	家庭支援専門相談員：2 名	里親支援専門相談員：1 名
	調理員：4 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)

④理念・基本方針

I 養育の理念

「児童福祉法」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、児童の権利を擁護し、心身の健やかな成長を図るとともに、自立支援を保障する援助を提供する。児童への懲戒権の乱用はこれを禁止し、児童にとっての最善の利益をなによりも優先する。

II 基本方針

1 経営方針

- (1) 当法人経営の乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターと協同し、乳児・幼児・学童の養育の一貫性を図り、入所児童の健全な育成に真摯に取り組む。
- (2) “大切なあなたへ『すまいる宣言』”と「心がまえ」「禁止事項」を守り、入所児童にとって望ましい、より安全で安心な生活環境作りに努める。

(3) 地域や関係諸機関との連携を深め、地域の子育て支援に寄与することにより、地域にとって必要とされる存在になることを目指す。

(4) 各種研修会等に積極的に参加させることにより、専門職としての知識や技術を習得させ、職員の資質向上を図るとともに、職員が協調し合い、働きがいのある職場作りに努める。

2 運営方針

(1) 施設はそれを利用する児童のためにあることを深く意識し、児童とその保護者・家族、あるいは児童の養育に携わる職員の意見や心情を尊重しつつ、十分な話し合いのもとに協力し合い児童の養育にあたる。

(2) 児童一人ひとりの成長発達段階にあわせて、自立支援計画を策定し、心身ともに健やかな成長を支援するとともに、児童のもつ個性を尊重しその成長を図る。

(3) 保護者・家族との連絡を密にして、早期の家庭復帰が可能となるよう支援する。また入所から退所後を含めた、自立のための継続的な支援を展開する。

(4) 児童家庭支援センターや障害児通所支援事業所と連携し、地域や関係機関との交流をさらに深め、地域における児童の健全育成及び子育て家庭の支援に積極的に取り組む。

⑤施設の特徴的な取組

施設独自で「児童の権利に関する条約」「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を具現化する“大切なあなたへ『すまいる宣言』”を策定され、子どもたちに周知するとともに、職員は「心がまえ」「禁止事項」を遵守し、児童にとっての最善の利益を優先する養育・支援が行なわれている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 30 年 5 月 28 日（契約日） ～ 平成 31 年 1 月 29 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 26 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・ “大切なあなたへ『すまいる宣言』”（子ども版・職員版）や「安全委員会方式」の組織的な取り組みを通して、権利擁護や権利侵害の防止に積極的に取り組まれています。
- ・ 「個別の児童状況」、「子どもへの個別援助のめあて」、「各種会議録」等で子どもの状況や職員の支援内容の実践が具体的に記録され、職員間で共有することによって援助技術の向上に繋がっています。また、実践で積み上げてきたものを各種マニュアルに具現化され、「すまいる宣言」を子ども一人ひとりに伝えていく支援が実践されています。

◇改善を求められる点

- ・ 理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にした、経営や養育・支援に関する「中長期計画」の策定が求められます。
- ・ 子どもに対してや職員間の学習等に、「子どもの権利ノート」（山口県健康福祉部こども未来課発行）を活用することが望まれます。また、日常生活の中にある「ルール」について、本来の意味やその必要性等を子どもに伝えるための取組が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

社会的養護の変革期です。小規模化・地域分散化、そして高機能化へと、これから求められている児童養護施設となれるよう、指摘点の改善に向けて取り組みたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念・基本方針が事業計画書、ホームページ等に記載されており、職員、保護者や子どもたちへも周知されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 施設を取り巻く経営状況は概ね把握されています。今後は、地域の支援を必要とする子どもに関するデータの収集・分析などが望まれます。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> 新ビジョン（小規模化・地域化）への対応、人材確保等、経営課題は明確にされています。今後は、乳児院移転等に係る資金計画を着実に実行しながら、新ビジョンへの移行をどのように行っていくかについて、職員同士の検討の場を設定するなどの組織的な取組が望まれます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント> 乳児院移転後の施設活用計画等を職員に周知されていますが、中・長期的なビジョンを明確にした計画は策定されていないとのことでした。理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にした、経営や養育・支援に関する「中長期計画」の策定が求められます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント> 単年度の計画は策定されていますが、文書化された中・長期計画が策定されていません。中・長期計画を策定した上で、単年度計画を策定されることが求められます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント> 事業計画は職員が参画し、策定や評価・見直しが行われています。また、その内容が職員に周知されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント> ホームページ等で行事計画の周知はなされていますが、事業計画については不十分であるため、主な内容の周知・説明が必要です。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント> 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていますが、今後はこれに加え、定期的な自己評価の実施及び第三者評価の受審が求められます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント> 現在、定期的な自己評価の実施及び第三者評価の受審となっていないため、施設として取り組むべき課題の明確化と、計画的な改善の実施が不十分です。今後の取組が求められます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント> 施設長は、職員に対して役割と責任を表明し理解を図っておられますが、職務分掌等には明記されていません。今後文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知を図ることが望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント> 施設長は研修や勉強会に参加し、遵守すべき法令等の把握・理解を行われていますが、今後はこれに加え、職員への周知等が望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 施設長は、養育・支援に関する全てを把握しようと努力されていることが、復命書等から確認できました。しかし、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組等は不十分であるため、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 施設長は、業務の実効性の向上のため、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行われています。しかし、職員全体で効果的な事業運営をめざす取組については不十分であるため、施設長のリーダーシップのもと、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント> 必要な福祉人材の確保・定着が計画的に実施されています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント> 総合的な人事管理は概ねできていますが、評価・分析が不十分であるため、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要であれば改善する仕組みが構築されています。また、ストレスチェックを実施するなど、働きやすい職場作りに取り組まれています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント> 研修等への参加による職員の育成に向けた取組を行なわれていますが、職員一人ひとりの目標の設定等が不十分であるため、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント> 職員の教育・研修は計画的に実施されていますが、カリキュラムの評価と見直しは行われていないとのことなので、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント> 法人本部長がスーパーバイズをするなど、職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント> 実習生対応マニュアルは作成されていますが、専門職種の特性に配慮したプログラムは作成されていないため、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント> 広報誌・ホームページ等の活用により、積極的に法人・施設の情報公開が行われていますが、定期的な第三者評価の受審がなされていないため、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント> 公認会計士等の外部の専門家からのアドバイスを受けられていますが、経営・財務改善に活用されているかの確認ができませんでした。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> 子どもたちはスポーツ少年団・子ども会・PTA活動に参加し、職員もその運営に参加するなど、地域との関わり合いを活発に行っておられます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント> ボランティア受入れマニュアルは作成されていますが、子どもや保護者への事前説明の項目が記載されていない等、内容が不十分なので、充実が必要です。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント> 学校と施設との定期連絡会などを通し、施設と関係機関等との連携が密接に行われています。今後は、子どものアフターケア等を含めた地域でのネットワーク化が望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント> 下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会に加入し、地域の福祉ニーズを把握するための取組が行われています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の「ふくし生活 SOS 相談所」として活動を行うなど、地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われています。今後はより積極的に、施設が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組が望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 全国児童養護施設協議会「倫理綱領」、子ども版・職員版「すまいる宣言」を職員会議で音読するなどし、子どもを尊重した養育・支援提供についての共通理解を進めておられます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント> 「すまいる宣言」職員版の禁止事項に掲載するなどして、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント> パンフレット・ホームページなどを活用し、子どもや保護者に対して養育・支援の利用に必要な情報を提供されています。今後は提供する情報の内容について、子どもや保護者等の意見を聞いて、定期的な見直しを行うことが望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 家庭支援専門相談員記録などから、養育・支援の開始・過程において子どもに説明されており、必要に応じて保護者にも説明されていることが確認できました。意思決定が困難な子どもや保護者に配慮した説明のルール化が今後の課題です。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント> 措置変更等、施設同士の引継ぎは文書で行い、養育・支援の継続性に配慮した対応をされています。保護者引取りの場合の、地域や家庭での生活支援体制についての協議やネットワークの構築に関する取組が今後の課題です。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 安全委員会の定期的な聞き取りや子どもとの話し合いなどにより、子どもの満足の向上を目的とする取組が行われています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 第三者委員や意見箱（おはなしボックス）の設置など、苦情解決の体制が確立しています。また、仕組みや第三者委員については、掲示やホームページで周知されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント> 安全委員会の定期的な聞き取りや子どもとの話し合いなどにより、子どもが相談、意見表明できる環境が確保されています。今後はさらに、子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書の作成が望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント> 意見箱（おはなしボックス）や安全委員会の聞き取りで出た意見に、組織的かつ迅速に対応されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
<p><コメント> 観察記録にヒヤリ、ハット事項を書くようにされていますが、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制作りが求められます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 保健・衛生マニュアルを作成し、院内研修を行うなど、看護師・栄養士を中心に感染症予防体制を確立されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント> 災害対応マニュアル等を作成し、月1回避難訓練を行うなど、管理者中心に取り組まれています。今後は、立地条件等から災害の影響を把握し、災害発生時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」を定め、必要な対策・訓練を実施することが課題です。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント> 施設長が作成した、標準的な実施方法についての文書を新入職員には渡されていますが、これを全職員共通のものとするのが今後の課題です。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが 確立している。	b
<p><コメント> 養育・支援については、職員会議、児童との話し合いを通して検証・見直しが行われています。今後の見直しにあたっては、PDCA サイクルによって質に関する検討を行うことが望ましいです。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計 画を適切に策定している。	b
<p><コメント> アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画が策定されています。今後の策定にあたっては、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員等、部門を横断したさまざまな職種の関係職員の協議を実施することが望ましいです。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行って いる。	b
<p><コメント> 年1回、定期的に評価・見直しをされているとともに、必要に応じ適宜見直しをされています。今後の見直しの際は、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施することが望ましいです。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に 行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント> 観察日誌、自立支援計画表等により記録が適切に行われ、職員間で情報が共有されています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 個人情報保護規程により、子どもに関する記録管理を実施されています。個人情報の取り扱いについては、子どもや保護者への説明が必要です。今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 規程やマニュアル等が整備され、「倫理要項」・「すまいる宣言」を定例会議で読み合わせる等、職員への周知徹底が図られ、子どもを尊重した養育支援に取り組まれています。また、「意見箱（おはなしボックス）」の設置、第三者委員の掲示、安全委員会活動の実施等、権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組が定着しています。</p>		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント> 「自他の権利」を子どもが理解できるよう、安全委員会の毎月の聞き取りや日常生活を通して支援されています。しかし、子どもに対しても職員に対しても、権利ノートの活用が十分なされていないので、今後の課題として取り組んでいただきたいです。</p>		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント> 当該児童相談所と協議しながら、子どもの発達状況等に応じて、入所理由を適切に伝える取組やLSW(ライフ ストーリー ワーク)の取組を行われています。また、子どもが自由に閲覧できるよう、ホーム全体のアルバムがあり、個人のアルバムも子どもからの求めに応じて自由に見ることができます。その時、職員も子どもと一緒に見て会話することを意識されており、生い立ちの整理に繋がっています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 安全委員会活動に全職員が取り組み、被措置児童虐待防止のマニュアルが整備され、組織的に対応されています。子どもも安全委員会活動の詳細を理解し、生活の中に根付いています。意見箱(おはなしボックス)も玄関に設置し、活用されています。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 余暇活動について、子どもから要望があれば支援会議・ホーム会議で検討し、可能な限り対応されています。子どもが主体的に生活できるよう、施設長や職員が適切な距離感を持ちながら、子どもの「これがしたい!」という気持ちが芽生えるような支援や配慮をされています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p><コメント> 入退所においては、事前に児童相談所や前施設と詳しい情報の共有を行うことで、子どもの生活の連続性ができるだけ確保できるように努められています。乳児院からの措置変更については、乳児院職員に児童養護施設なかべ学院の職員会議に参加してもらい、直接情報提供を受けておられます。保護者引き取りの場合の、地域や家庭での生活支援体制についての協議やネットワークの構築に関する取組が今後の課題です。</p>		

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 退所者の状況把握は、各担当職員が中心となって退所者と連絡を取り対応されています。記録が整備されており、職員間の情報の共有もできています。また、施設の行事に退所者が参加し、職員や入所児童と交流する機会となっています。今後の課題として、リービングケアと退所後の支援を積極的に行うことが求められているため、マニュアルを作成し、専任の担当者を置く等、組織的に取り組んでいかれることを期待します。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p><コメント> 観察日誌や自立支援計画票、ケース記録、ホーム会議の記録や職員からの聞き取りにより、子どもと職員との一日一日の関わりの中から、子どもの感情や言動の裏に隠れている気持の理解に、職員全体が努力している姿勢がうかがえました。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント> 基本的な生活の決まりの中で、ホームによっては多少のルールの違いがあり、子どもからの基本的欲求に、現場職員が一定の裁量権を持って柔軟に対応されています。また、居室のベッドの上段で就寝する子どものために、扇風機を常備するなど快適に就寝できる工夫がみられました。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント> 子どもが自ら判断し、行動できるように支援に努められています。判断に迷ったときは上司に相談し、助言を受けることができる体制も整っています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント> 子どものニーズや発達年齢に応じた遊具や図書等があり、学びや遊びの環境が用意されています。好きなものや打ち込めるものが見つからない子どもについては、職員が地域の行事への参加を促す等の取組が行われています。また、地域のボランティアの協力を得て、幼児の遊びが行われています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント> 地域の行事には職員と子ども達が積極的に参加されています。行事によっては中高生が事前準備から参加し、地域貢献と子ども達の社会常識や社会規範の習得に繋がられています。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント> 明るく楽しい家庭的な雰囲気が感じられるリビングで食事ができるよう、ホームごとに工夫されています。定期的に嗜好調査をして献立に反映されています。また、部活動やアルバイトなどで定時に食事がとれない子どものために、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食事の提供が可能な調理器具が備え付けてあります。食事中の会話も、職員と子どものコミュニケーションの場となるよう配慮されています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント> 衣類の整理・保管の習慣が習得できるよう、子どもと一緒にを行う等の支援をされています。身だしなみに注意が払えるよう、洗濯・アイロンがけ・補修等の衣類管理はできるだけ子どもの見えるところで行われています。また、衣類の購入は職員が子どもと一緒に店に行き、子どもが自分で選ぶことが出来るよう助言をする等、様々な配慮ある支援が行われています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント> 相部屋であっても、個人の空間を視覚的に理解できるよう配慮されており、個人の空間確保に工夫がなされていました。整理整頓が難しい子どもには、職員と一緒に片付けをして清掃の習慣が身につくよう支援が行われています。また、子どもの特性に応じて、整理整頓された居室をカメラで写し掲示することで視覚的な理解を促したり、職員からのメッセージを装飾品のそばに添えたりするなど、わかりやすく伝える工夫や、大切にされていると感じられる工夫がなされていました。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント> 子どもの日常的な健康状態は日誌に記録し、職員間で共有し把握に努められています。看護師を中心に医療機関と良好な連携があり、健康状態が急変することがあっても適切に対応できる体制が整えられています。また、薬はホームごとに管理し、職員が手渡しをして服薬を見届けることになっている等、服薬管理も徹底して行われています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント> 子どもに性に対する正しい理解を促すため、性教育委員会による年齢に応じたプログラムが実施されています。また、外部講師を招聘して性について正しい知識を得る学習会を実施されています。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント> 安全委員会が組織的に機能しており、行動上の問題があれば、マニュアルに従って適切に対応する仕組みが周知徹底されています。行動上の問題が生じやすい子どもには特に配慮し、未然に防ぐための取組を行っていただいています。また、児童相談所や学校とも安全委員会を通じて、情報を共有し、良い連携に繋がっております。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント> 子ども同士の関係性の把握に努め、適宜職員が対応している状況が、日誌や会議録等で確認できました。安全委員会活動の実施状況も適切であり、職員間の連携や施設長の役割が機能しています。また、ケースによっては児童相談所と連携して面接を実施するなど迅速な協力体制が構築されています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント> 心理療法担当職員を配置し、会議等で職員への助言を行っていただいています。個々の子どもの自立支援計画にもとづいた心理的支援を、連携を取りながら適切に実施されていることが、観察日誌・ケース記録により確認されました。今後はさらに、心理的ケアの対象となる保護者等への定期的な助言・援助が実施されることを期待します。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント> 漢字練習や100マス計算などの課題を職員が準備し、子ども一人ひとりの学力に応じた支援を行っていただいています。居室内に個別のスペースを設け、落ち着いた学習環境を提供されています。また、中学生以上は、週1回以上近隣の学習塾に通っています。ホームのリビングには、着替え、手洗い、連絡帳、宿題などのチェック表があり、職員も進捗状況を確認しながら学習支援を行っていただいています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント> 進路指導担当職員を配置し、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報を提供するなど、他機関と連携して支援する体制が整えられています。加えて、記録等を通して全職員に周知しフォローアップする支援がなされています。また、高校の中途退学者や就労後の退職者に対しても情報提供をするなど、丁寧な対応がなされています。</p>		

A⑳	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 各種の資格取得やアルバイトは積極的に奨励されています。アルバイト実施にあたっては、金銭管理やメンタル面のサポート等、子どもの様子を把握し、フォローされています。アルバイトの変更を余儀なくされた場合にも、次の機会に向けて支援をされています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント> 家庭支援専門相談員を配置し、保護者との連携や担当職員への助言、児童相談所との連携等を行われています。また、保護者に電話で行事の案内をする際、子どもの近況を伝えたり、帰省する際に手紙を添えたりするなどして信頼関係づくりに取り組まれています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉒	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 親子関係の再構築に向けた支援計画があり、職員の共有化がなされています。また、記録等を通して実施状況も職員に共有されています。積極的に他機関(児童相談所・市町・児童家庭支援センター)と連携して取り組まれている事例も確認できました。また、施設には家族交流や宿泊ができる設備があり、活用されています。</p>		